

○財務省告示第二百九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十一年八月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年九月八日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百

二回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を

の法律及びその 図るための公債の発行及び財政

特例に関する法律（平成二十一

年法律第十七号）第二条第一項

並びに特別会計に関する法律

（平成十九年法律第二十三号）

第四十六条第一項及び第六十二

条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

四 発行方法

三 振替法の適

用等



ハ						七 イ 払 込 金 額						ハ						ロ											
国債市場	行入札発	争入札発	非格競	者第I	特別参加	国債市場	入札発	争入札発	非格競	者第II	特別参加	国債市場	行入札発	争入札発	非格競	者第I	特別参加	国債市場											
五百九十七億四千七百七十六万					八百八十九億七千百十二万円					で五百九十七億円	た利付国債について、額面金額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六	国債市場	行入札発	争入札発	非格競	者第I	特別参加	国債市場	二金額で千三百九十八億九千四百	金額で千三百九十八億九千四百	した利付国債については、額面	二千三百五十万円、同法第六十	は、額面金額で五千七百四億三	き発行した利付国債について	第四十六條第一項の規定に基づ	十、特別会計に関する法律	で二十九億七千三百四

十 十  
三 二

十 十  
イ 一  
発

九 八  
振 額 最

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

替 単 位  
低 額 面 金  
行 入 札 発 競

争 非 者 特  
入 価 ・ 別  
札 格 第 参  
発 競 II 加

(一) 年  
は 二  
募 一  
入 決 一  
払 込 定 十  
の 規 算 出 通  
と 定 す した 知  
す 算 した 加  
る 算 した 額  
期 日 金 額  
に 払 いた 算  
い 第 二 算  
込 二 算 者

額 上 額  
面 の 面  
金 そ 金  
額 れ 額  
百 ぞ 百  
円 れの 円  
に 応 につ  
つ き 募 き  
き 百 価 百  
円 円 格 円  
八 五  
銭 錢 以

平 成 二 十 一 年 八 月 二 十 八 日  
す る 。 〇  
額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金  
の 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿

五 万 円

円



二 十 十 十  
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償  
込 者 札 場 利 還  
期 参 所 金 金  
日 加 支 額

平 財 日 額  
成 務 本 面  
二 大 銀 金  
十 臣 行 額  
一 か 百  
年 ら 円  
八 通 につ  
月 知 き  
二 を 百  
十 受 円  
八 け 者

日  
者